

更新審査に関する変更点

		改正後	改正前
1	審査担当委員会	専門医資格認定委員会	資格・施設認定委員会
2	提出書類	専門医更新認定申請書(別紙1様式2-1) 専門医記録(別紙1様式2-2～2-9)	専門医更新認定申請書(別紙1様式1) 教育研修記録(別紙1様式2) 症例報告(別紙1様式3)
3	審査料	3万円	
4	認定期間	5年	
5	基盤学会での 保有資格	基盤学会(日整会・日形会)専門医であること	
6	会員在籍状況	申請時に5年間引き続いて本学会の会員であること	
7	学術集会参加回数	最近5年間に本学会学術集会に2回以上参加していること	
8	教育研修講演 必要単位数	最近5年間に本学会が認定する教育研修 会講演を受講し、50単位以上取得してい ること。但し、必要単位の1/2を限度に自 己申告により、学会発表、論文発表、学会 又は研究会参加などで単位を取得するこ とができる。なお、取得単位換算は、第5条 第5号()に定める基準による	5年間で本学会が認定する教育研修会講 演を受講し、20単位以上取得しているこ と。但し、必要単位の1/2以内を限度に自 己申告により、学会発表、論文発表、学会 又は研究会参加などで単位を取得するこ とができる。なお、取得単位換算は、第5 条第5号()に定める基準による
9	必要症例数	最近5年間で150件の症例提出を求める	150症例の症例提出を求める。このうち、 20%は保存療法例でも可とする。
10	その他1	疾病、不慮の事故、長期海外出張(留学を含む)など、やむを得ない事情により更新審査の申請ができない場合は、理事長に更新審査の猶予を申請することができる。猶予の申請は、専門医資格認定委員会で審査し判定する。猶予の期間は更新年1年に限るが、留学の場合は事情を勘案し猶予期間を延長することがある	
11	その他2	前項により更新審査を猶予された場合、第9条の規程にかかわらず、次に認められる認定期間は猶予期間を含めるものとする	